

敦賀のおぼろ昆布製造技術解説パンフレット作製業務  
公募型プロポーザル募集要項

1. 実施の目的

本業務は国登録無形民俗文化財である「敦賀のおぼろ昆布製造技術」の価値や魅力を周知するために令和4年度より実施している敦賀市と龍谷大学の共同研究の調査に基づき、解説パンフレット及び子ども向けリーフレットを作成し、敦賀のおぼろ昆布製造技術の地域の食文化としての保護の機運醸成等を図るものである。

本プロポーザルは文化庁の令和8年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の採択を受けて実施する敦賀のおぼろ昆布製造技術解説パンフレット作製業務の受注者を選定するに当たり、価格のみではなく、事業者（配置する技術者等を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2. 公募概要

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| (1) 業 務 名   | 敦賀のおぼろ昆布製造技術解説パンフレット作製業務  |
| (2) 業 務 内 容 | 別紙仕様書のとおり                 |
| (3) 業 務 期 間 | 契約締結日から令和9年3月31日まで        |
| (4) 提案上限金額  | 3,640,160円（消費税及び地方消費税を含む） |
- ※ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、公告日から企画提案書の提出期間の末日までの間において次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 敦賀市内に本店又は支店、若しくは営業所等を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (6) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (9) (7)又は(8)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (10) 市税を滞納していないこと。

#### 4. 日程

	内容	日程
①	公募開始及び募集要項配布期間	令和8年7月10日(金) 午前8時30分から 令和8年8月5日(水) 午後5時まで
②	プロポーザルに関する質問書受付期間	令和8年7月10日(金) から 令和8年7月28日(火) 午後5時まで
③	質問書に対する回答期限	令和8年7月31日(金) 午後5時までに 敦賀市ホームページにて公開
④	企画提案書類の受付期間	令和8年7月10日(金) 午前8時30分から 令和8年8月5日(水) 午後5時まで
⑤	プレゼンテーション及び審査	令和8年8月17日(月) 頃
⑥	選考結果の通知	令和8年9月上旬

#### 5. 申込方法

##### (1) 募集要項等の配布

本募集要項及び関係資料は、以下の場所において配布する。

また、敦賀市ホームページにおいても公開する。

ただし、以下の場所における配布は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

イ) 所在地 〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市役所3階 文化交流部文化・交流推進課

ロ) TEL 0770-22-8152

ハ) FAX 0770-23-6944

ニ) E-mail k-bunka@ton21.ne.jp

##### (2) 質問書の受付及び回答

「質問書」(様式3)に要旨を簡潔にまとめ、10の担当部署のE-mail宛てに、電子メールにて送信すること。電話での質問は認めない。

また、回答は、敦賀市ホームページに掲載するとともに、令和8年8月5日(水)まで、担当課において閲覧することができる。

なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足・修正するものとして取り扱う。

##### (3) 企画提案書類の提出

企画提案書類は、持参又は郵送並びに電子メールにより、10の担当部署に提出すること。

ただし、提出は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、郵送の場合は令和8年8月5日(水)午後5時までの必着とする。

また、企画提案書類は1案に限るとともに、紙媒体7部(正本1部・副本6部)及び電子データで提出すること。

なお、提出期限以後の企画提案書類の追加、訂正は一切認めない。

## 6. 企画提案書類の作成要領

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 参加申請書兼企画提案書（表紙）	①会社名、代表者職氏名、住所、担当者氏名、連絡先を記載すること。 ②A 4 判 1 頁
(2) 参加資格確認事項申告書（様式 1）	①本募集要項の 3 の参加資格について、該当及び非該当を申告すること。 ②市税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書を添付すること。 （ただし、令和 8 年 4 月 1 日以降に発行されたものに限る。） ③A 4 判 1 頁
(3) 業務実績 （自由様式）	①過去 5 年程度の本件と同等内容等の受注実績を記載すること。 ②A 4 判 1 頁以内
(4) 業務の企画提案 （様式自由）	①別紙仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。 ②記載に当たり、概念図、イラスト、写真等を用いることは可とする。 ③記載内容は次の通りとすること。 イ) 全体コンセプト ロ) 構成・仕様（ページ数・用紙等） ハ) パンフレット形状・表紙デザインのイメージ ニ) 誌面イメージ（見開きイメージ・A4 横可） ホ) 独自の工夫を加えた点 ④A 4 判 1 0 頁以内
(5) 工程計画（実施フロー）・実施体制（様式自由）	①実施体制については、事業実施計画の実現性と工程等の適切性を明示すること。 ②A 4 判 2 頁以内又は A 3 判 1 頁以内とすること。
(6) 見積書（様式 2）	①本業務の実施に必要な経費を税抜きで記載すること。 ②積算内訳を詳細に記載すること。（内訳書については様式自由とする。） ③A 4 判 1 頁以内

## 7. 審査方法及び結果通知

### (1) 審査方針

敦賀のおぼろ昆布製造技術解説パンフレット作製業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書類の審査を行う。

### (2) プレゼンテーション

企画提案書提出後、参加者は提案内容についてプレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーションの日時及び場所等の詳細については、事務局から別途通知する。

### (3) 審査方法

審査は、参加者から提出された提案書、プレゼンテーション内容及び類似事業実績を参考に、審査委員会の委員が別表の審査項目等に基づき審査する。なお、提案書の提出が 1 者の場合も審査を実施する。

### (4) 結果通知

イ) 審査結果については、令和 8 年 9 月上旬頃に企画提案書類提出者に通知する。

ロ) 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

## 8. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書類等の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- (2) 企画提案書類等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 見積書の金額が提案上限額を超えているもの（見積額は、企画提案書類提出時に算定したものとし、見積条件が不確定な金額を含む場合も同様とする）
- (4) 企画提案書類等に虚偽、違法行為等の内容が記載されているもの
- (5) この要項に定める手続き以外の手法によって審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を求めたとき。
- (6) 企画提案書類提出事業者が3に定める参加資格を満たさなくなったとき。
- (7) その他審査委員会が不適格と認めるとき。

## 9. その他の留意事項

- (1) 提出された企画提案書類等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用できないものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、敦賀市情報公開条例（平成11年敦賀市条例第14号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (4) 企画提案書類の作成及び提出に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (5) 企画提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は全て提案事業者が負うものとする。

## 10. 担当部署

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2-1-1

敦賀市文化交流部文化・交流推進課

担当者 松宮

電話 0770-22-8152

FAX 0770-23-6944

電子メール k-bunka@ton21.ne.jp（最大受信容量 10MB 程度）